

【水道課からのお知らせ】～引越しの手続き等について～

水道の引越し手続きはお早めに!!

引越し等で水道を使用開始・使用中止する際は以下の手続きが必要です。

- 使用開始**：窓口での手続きが必要となります。(持ち物：印かん・手数料600円)
- 使用中止**：電話連絡で手続きができます。

3月・4月は転勤等異動が多い時期であり、大変混み合う事が予想されますので、早めのご連絡・お手続きをお願いします。

なお、使用中止の手続きを忘れると、水道料金(基本料金)が発生しますのでご注意ください。

水道料金のお支払いは便利な口座振替がお勧めです

水道課では水道料金のお支払いに大変便利な口座振替をお勧めしています。

下記の金融機関窓口には手続き用紙がありますので、通帳印・口座番号がわかるもの(通帳等)をお持ちになり、手続きをお願いします。

- 金融機関**：北海道信用金庫(本店・各支店)・北洋銀行(本店・各支店)
余市町農業協同組合・余市郡漁業協同組合・ゆうちょ銀行

水道料金の納期内納付をお願いします

本町の水道事業は、独立採算制となっており、水道料金をもとに事業を運営しています。水道料金を滞納しますと事業の運営に支障をきたすとともに、他の使用者との負担の公平性を欠くことから、水道料金の納期内納付にご協力をお願いします。

水道料金の支払いが遅れる場合は水道課までご相談をお願いします。

水道広報紙「よいみず」創刊のお知らせ(今月号の折り込みをご覧ください!)

この度、「余市町の水道事業をもっと知っていただきたい」との思いから、水道専門の広報紙を創刊しました。今後も定期的(年2回程度)に発行してまいりますので、よろしくをお願いします。

問合せ 水道課 業務グループ ☎21-2130

【環境対策課からのお知らせ①】～3月から粗大ごみの収集を再開します～

冬期間休止していた粗大ごみの収集を、3月から再開します。

粗大ごみは、ご自宅(玄関先)まで収集に伺いますので、事前に申込みをしてください。

なお、収集経路を策定するため、申込みは**必ず収集日前日の午前中まで**にお願いします。

申込み・問合せ (株)北後志第一清掃公社
☎23-7240

※収集は、(株)北後志第一清掃公社が行います。



ごみの減量化・再資源化・適正処理にご協力願います

【環境対策課からのお知らせ②】～引越しされる方のごみの出し方について～

転勤や進学等で引越しされる場合、一度に大量のごみをごみステーションに出されると、地域の方に迷惑をかけるだけでなく、回収にも支障をきたします。

ごみステーションに出される方は、『家庭ごみの「分け方・出し方」』(冊子)を確認し、適性に排出してください。

なお、やむを得ず大量のごみが出る場合、町内の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼(有料)して処理する方法もありますので、お知らせします。

また、町内在住の方は、「燃やさないごみ」と「粗大ごみ」については、ご本人が直接「余市町クリーンセンター」に搬入(重量10kgごとに80円)することができます。

問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118